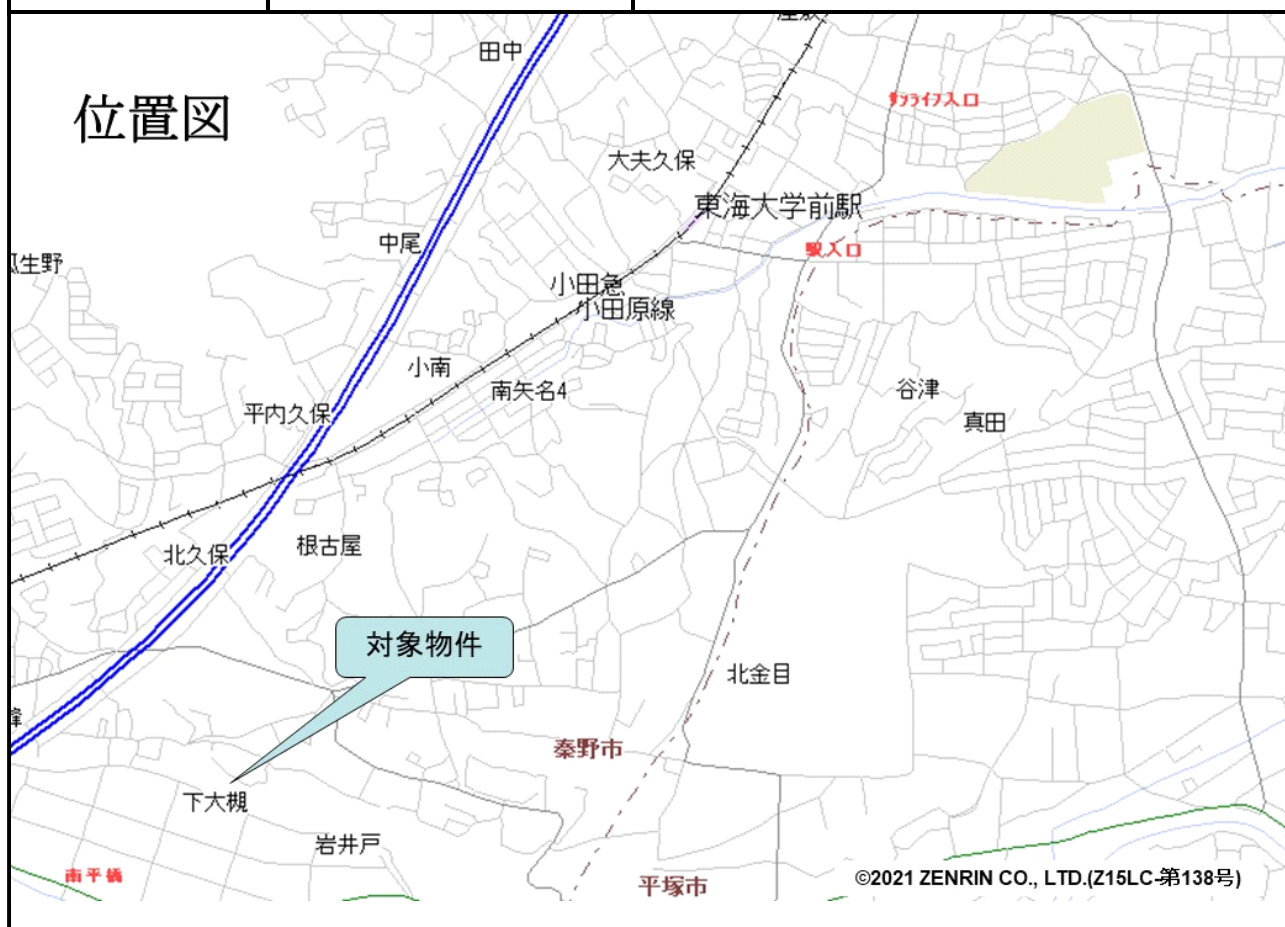


売却区分番号	3 3 9 8 - 2		
見 積 価 額	¥750,000	公 売 保 証 金	¥100,000
財 産 の 表 示	所在 神奈川県秦野市下大槻字宮下 地番 538番 地目 畑 地積 267 m ² 以上登記簿による表示		
公 法 上 の 規 制	第1種中高層住居専用地域 準防火地域 埋蔵文化財包蔵地（岩井戸横穴墓群） 建ぺい率 60% 容積率 200%		
接 道 状 況	北側及び西側 幅員約6m未舗装畦畔（建築基準法上の道路ではない。） ほぼ等高接面		
地 盤 ・ 地 勢	南部分 南向き急傾斜地 その他の部分 ほぼ平坦地		
使 用 状 況 等	竹・雑木・雑草繁茂		
特 記 事 項	境界は判然としない 土砂災害警戒区域 買受人の資格その他の要件 農地につき、「買受適格証明書」の提出を要する。		
住 居 表 示 等	神奈川県秦野市下大槻字宮下538番		
最 寄 駅 等	小田急電鉄 小田原線 東海大学前駅 南西方約1.8km		
そ の 他 事 項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留 意 事 項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		

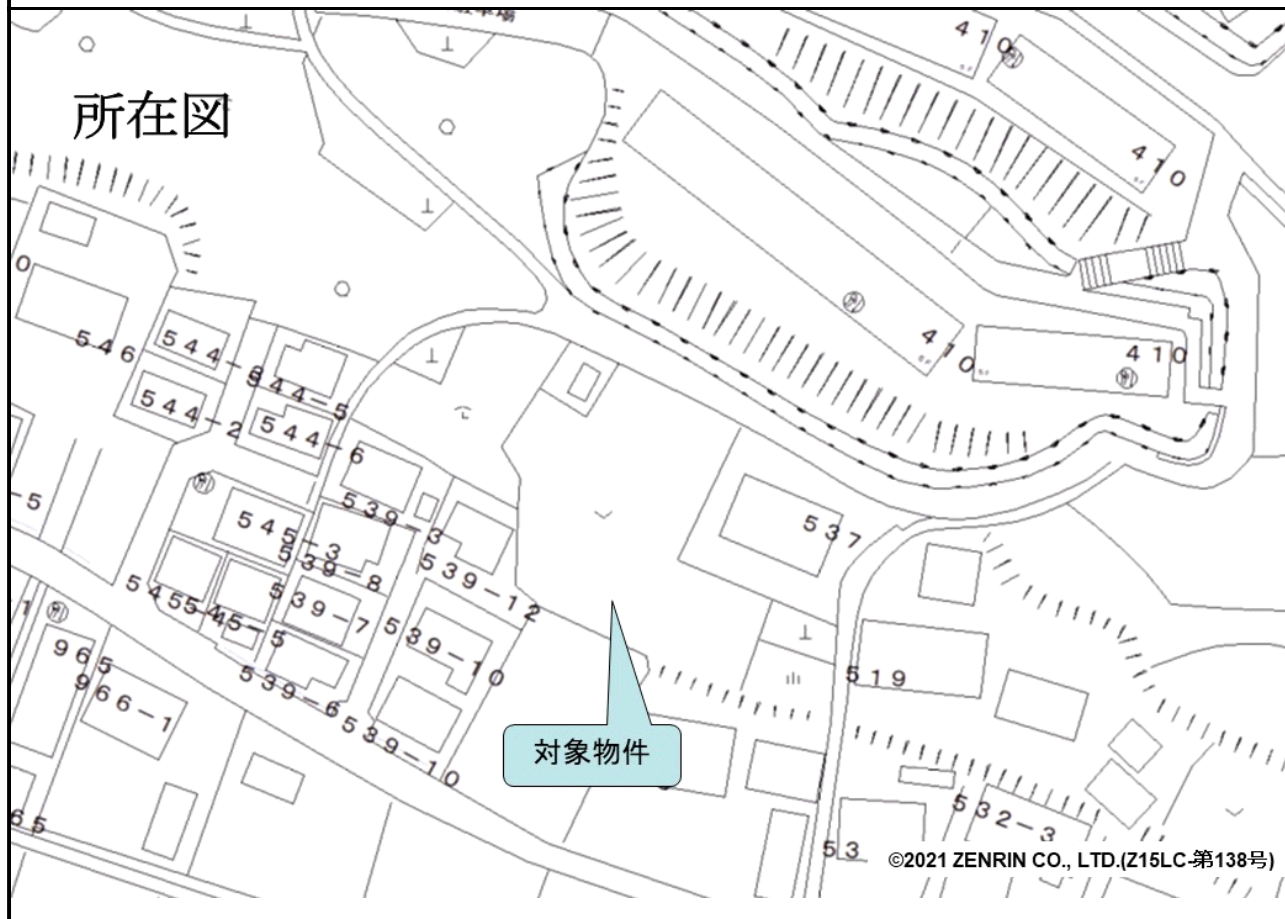
壳却区分番号

3 3 9 8 - 2

位置図

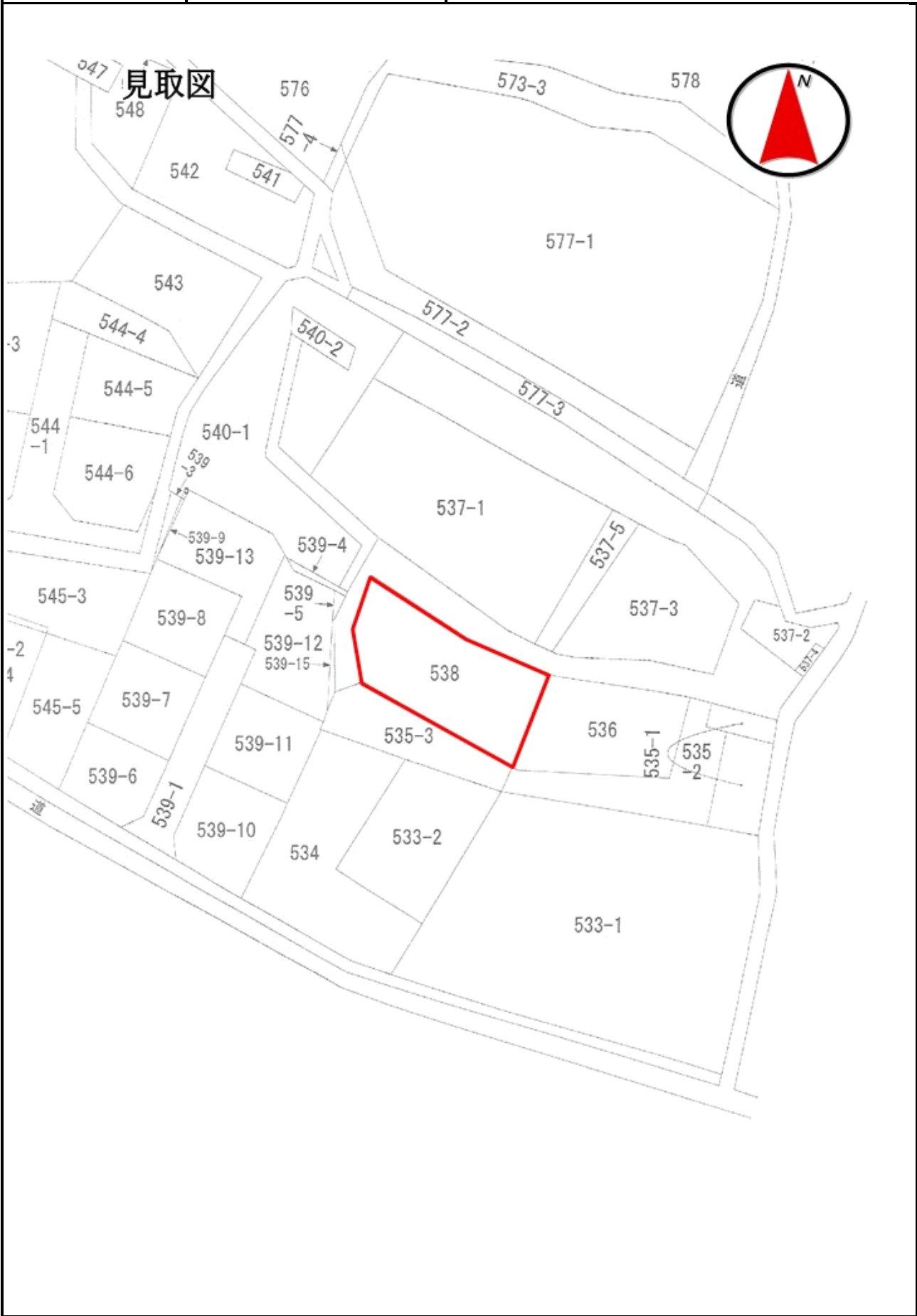


所在図



売却区分番号	3 3 9 8 - 2
--------	-------------

売却区分番号	3 3 9 8 - 2
--------	-------------



売却区分番号

3398 - 2



※動産は公売財産に含まれません。